

令和3年村上市議会第2回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和3年6月7日（月曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第2号 後期高齢者の人間ドック助成を求める請願
- 第 5 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- 第 6 報第 3号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 4号 令和2年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告について
報第 5号 令和2年度村上市簡易水道事業会計予算繰越の報告について
報第 6号 令和2年度村上市下水道事業会計予算繰越の報告について
報第 7号 令和2年度村上市下水道事業会計予算事故繰越しの報告について
- 第 7 報第 8号 専決処分の報告について
- 第 8 議第35号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第36号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議第37号 専決処分の承認を求めることについて
議第38号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議第39号 専決処分の承認を求めることについて
議第40号 専決処分の承認を求めることについて
議第41号 専決処分の承認を求めることについて
議第42号 専決処分の承認を求めることについて
議第43号 専決処分の承認を求めることについて
議第44号 専決処分の承認を求めることについて
- 第11 議第45号 専決処分の承認を求めることについて
議第46号 専決処分の承認を求めることについて
- 第12 議第47号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第48号 村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
議第49号 消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
議第50号 村上市さんぽく会館改修増築（建築本体）工事の工事請負契約の締結について

- 第13 議第51号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
第14 議第52号 市道路線の認定について
議第53号 市道路線の変更について
議第54号 市道路線の廃止について
議第55号 小形除雪車の購入契約の締結について
第15 議第56号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第4号）
第16 議第57号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 請願第2号 後期高齢者の人間ドック助成を求める請願
日程第 5 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
日程第 6 報第 3号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 4号 令和2年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告について
報第 5号 令和2年度村上市簡易水道事業会計予算繰越の報告について
報第 6号 令和2年度村上市下水道事業会計予算繰越の報告について
報第 7号 令和2年度村上市下水道事業会計予算事故繰越しの報告について
日程第 7 報第 8号 専決処分の報告について
日程第 8 議第35号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第36号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 9 議第37号 専決処分の承認を求めることについて
議第38号 専決処分の承認を求めることについて
日程第10 議第39号 専決処分の承認を求めることについて
議第40号 専決処分の承認を求めることについて
議第41号 専決処分の承認を求めることについて
議第42号 専決処分の承認を求めることについて
議第43号 専決処分の承認を求めることについて
議第44号 専決処分の承認を求めることについて
日程第11 議第45号 専決処分の承認を求めることについて
議第46号 専決処分の承認を求めることについて

- 日程第12 議第47号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第48号 村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
 議第49号 消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
 議第50号 村上市さんぼく会館改修増築（建築本体）工事の工事請負契約の締結について
- 日程第13 議第51号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第52号 市道路線の認定について
 議第53号 市道路線の変更について
 議第54号 市道路線の廃止について
 議第55号 小形除雪車の購入契約の締結について
- 日程第15 議第56号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第4号）
- 追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について
- 日程第16 議第57号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（22名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
15番	姫路敏君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
19番	佐藤重陽君	20番	大滝国吉君
21番	山田勉君	22番	三田敏秋君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 高橋邦芳君

副市長	忠		聡	君
教育長	遠	藤	友春	君
総務課長	東	海林	豊	君
企画財政課長	大	滝	敏文	君
自治振興課長	板	垣	敏幸	君
税務課長	大	滝	慈光	君
市民課長	八	藤後	茂樹	君
環境課長	瀬	賀	豪	君
保健医療課長	信	田	和子	君
介護高齢課長	大	滝	きくみ	君
福祉課長	木	村	静子	君
こども課長	中	村	豊昭	君
農林水産課長	稲	垣	秀和	君
地域経済振興課長	田	中	章穂	君
観光課長	永	田	満	君
建設課長	伊	与部	善久	君
都市計画課長	大	西	敏	君
上下水道課長	山	田	知行	君
会計管理者	菅	原	明	君
農業委員会事務局長	小	川	良和	君
選管・監査事務局長	木	村	俊彦	君
消防長	佐	藤	正弥	君
学校教育課長	渡	辺	律子	君
生涯学習課長	大	滝	寿	君
荒川支所長	平	田	智枝子	君
神林支所長	加	藤	誠一	君
朝日支所長	岩	沢	深雪	君
山北支所長	斎	藤	一浩	君

○事務局職員出席者

事務局長 長谷部 俊一

事務局次長 内 山 治 夫
書 記 中 山 航

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和3年第2回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、令和3年村上市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日提出いたしました議案は、報告4件（_____部分は6頁に発言訂正あり）、専決処分の報告1件、人事案件2件、専決処分の承認10件、条例の改正3件、契約の締結3件、市道路線の認定1件、市道路線の変更1件、市道路線の廃止1件、補正予算2件の合わせて29件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） すみません。本日提出いたしました議案のところ、報告5件のところ、「4件」と申し上げてしまいました。報告事項は5件でございますので、訂正しておわびを申し上げさせていただきますと思っております。

○議長（三田敏秋君） ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、4番、高田晃君、17番、木村貞雄君を指名いたします。ご了承を願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員会委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取扱いについて報告をお願いします。

議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） 改めまして、おはようございます。それでは、会期日程案及び議案の取扱いについて申し上げます。

令和3年第2回定例会の会期及び議案の取扱いを協議するため、去る5月31日午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、議長、副議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日6月7日から28日までの22日間といたしました。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、即決事件の審議を行い、採決の後、残る議案の上程を行い、それぞれ提案理由の説明を求めた後、各委員会へ付託いたします。また、今定例会では一般会計補正予算に係る審査について特別委員会を設置し、これを審査することといたしましたので、よろしくお願いいたします。

11日、14日及び15日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

特別委員会の設置により、17日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、18日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、21日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会をそれぞれ開催いたします。特に一般会計予算・決算審査特別委員会では、各常任委員会の所管部分について分科会ごとに付託議案の休会中審査をお願いいたします。したがって、各分科会での審査を総括するため、23日には全体会を開催し、各分科会長から審査報告を受けた後に採決を行い、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。

28日は本会議を開催し、各委員長から委員会の審査報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審査を行い、即決といたします。

また、今定例会から、委員会の審査において、議会基本条例第13条を尊重し、委員間の自由な討議を保障した運営に資するため、自由討議を行うことといたしました。自由討議は、質疑終結の後、討論の前に行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案の取扱いについて申し上げます。今定例会は、請願第2号 後期高齢者の人間ドック助成を求める請願及び請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書については、それぞれ単独上程とし、紹介議員の補足説明を受けた後に、請願第2号は市民厚生常任委員会へ、請願第3号は総務文教常任委員会へそれぞれ付託いたします。

理事者提案の議案の取扱いについて、以下議案名を省略させていただきますが、報第3号から報第7号までの5議案につきましては、一括上程、一括質疑の後、報告を終わります。

報第8号 損害賠償に係る専決処分報告については、単独上程、質疑の後、報告を終わります。

次に、議第35号及び議第36号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2議案は、一括上程、一括質疑の後、討論を省略し、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第37号及び議第38号の専決処分の承認を求めることについての2議案は、一括上程、一括質疑、討論の後、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第39号から議第44号までの令和2年度村上市各会計補正予算の専決処分の承認を求めることについての6議案は、一括上程、一括質疑、討論の後、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第45号及び議第46号の令和3年度村上市各会計補正予算の専決処分の承認を求めることについての2議案は、一括上程、一括質疑、討論の後、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第47号から議第50号までの4議案については、一括上程、一括質疑の後、総務文教常任委員会へ、議第51号は単独上程、質疑の後、市民厚生常任委員会へ、議第52号から議第55号までの4議案については、一括上程、一括質疑の後、経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、議第56号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第4号）については、単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託いたします。

最後に、議第57号は、単独上程、質疑の後、市民厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、一般質問の通告は、5月27日午後5時で締め切ったところ、11名の通告があり、11日には5名、14日は4名、そして15日は2名で、3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告及び請願、陳情に伴う意見書の提出期限は24日、その他の意見書の提出期限は16日のそれぞれ正午までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で議会運営委員会での協議内容と結果についての報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りをします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、お手元に配付の日程表により本日から6月28日までの22日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月28日までの22日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。既にご承知のとおり、去る4月1日付で木村貞雄君ほか3名の諸君から市声クラブとして会派を結成した旨の届出があり、議長において受理したところであります。これにより、議会先例67の例により、議会運営委員会の委員の交代並びに同先例の取扱いに準じて高速交通等対策特別委員会の委員についても同様に交代することとなりました。

議会運営委員会については、本間善和君、小杉武仁君、佐藤重陽君が辞任し、新たに菅井晋一君、姫路敏君、本間善和君の3名を、高速交通等対策特別委員会については、本間善和君、木村貞雄君、山田勉君が辞任し、新たに小杉武仁君、山田勉君、本間善和君の3名をそれぞれ、委員会条例第8条第1号ただし書の規定に基づき、4月14日に議長において指名しましたので、委員会条例第8条第3項の規定に基づき、ご報告を申し上げます。

また、高速交通等対策特別委員会については、委員長が辞任したことにより、4月28日に委員長の互選が行われました。その結果、委員長に鈴木好彦君、副委員長に大滝国吉君が就任されましたので、報告をいたします。

ここで、高速交通等対策特別委員会委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。

高速交通等対策特別委員会委員長。

〔高速交通等対策特別委員長 鈴木好彦君登壇〕

○高速交通等対策特別委員長（鈴木好彦君） ただいま議長から報告ありましたとおり、さきの委員会の委員の異動に伴いまして空席となりました委員長席、このたび皆様のご推挙をいただきまして就任することになりました鈴木好彦でございます。あわせて、副委員長には副議長の大滝議員が就任しておりますので、これも併せてお願い申し上げます。

高速交通等対策特別委員会、これは地元の抱える未来に向けての大きな希望でございます。村上市民、地元の期待を、夢を実現するべく一生懸命頑張っておりますので、皆様のお力を賜りたいと思います。ここにお願い申し上げます、就任のご挨拶といたします。（拍手）

○議長（三田敏秋君） 次に、理事者から報告をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の状況についてご報告いたします。首都圏、関西圏を中心とした新型コロナウイルス感染症患者の確認が減少傾向にあるものの、10都道府県に発令中の緊急事態宣言は今年20日まで延長されているところであり、依然として厳しい状況が続いています。そうした中、地方における感染症患者が高止まり傾向にあるなど、予断を許さない状況が続いています。

新潟県においても、昨年12月17日に発令された警報が継続中であり、この間、感染拡大地域に対して2回にわたる特別警報が発令され、県内での新規感染症患者数が大幅に増加するなど、非常に厳しい状況が続きました。現在は、新規の感染症患者の確認数は減少傾向にあるわけではありますが、

警報継続中でありますので、引き続き緊張感を持って対策に当たらなければならないと考えているところであります。

本市におきましても、3月10日に本市10例目、11例目となる感染症患者2名を確認して以降、3月26日に本市12例目となる感染症患者を確認し、3月30日に保育士が体調不良となり、翌日31日に陽性が確認されてから、4月にかけて保育園を中心に感染症患者が増加をいたしました。市では、園児の健康を最優先に、該当する保育園については休園の措置を取ってきたわけではありますが、この間、家庭での保育をお願いすることになりました保護者の皆様には大変ご負担をおかけしたと考えております。改めておわびを申し上げる次第であります。

これまで感染が確認された方の状況についてであります。村上保健所からは、市内で感染が確認された方については重症者はなく、いずれも順調に回復されていると確認をいたしております。罹患された皆様の一日も早い回復を心よりお祈り申し上げます。

また、これまでも私から直接お願いをいたしてきたところではありますが、依然としていわれのない誹謗中傷で感染症患者やそのご家族、また関係者が苦しんでいる実態があります。こうしたことは決して許されることではありませんので、改めて正確な情報に基づいた冷静な行動をお願い申し上げます。

次に、市の組織、特に保育園における新型コロナウイルス感染症への対応についてご報告をいたします。まず、市職員に対する会食に関する指導についてであります。3月21日には緊急事態宣言が発令されていた地域への宣言の解除がなされるなど、全国的には新規感染者数は減少傾向となっていたわけではありますが、新潟県においては引き続き警報が継続されました。市では、新潟県の措置に基づき、歓送迎会などの飲食を伴う会合を実施する際は感染防止対策を徹底することとして職員に周知をいたしたところであります。

そうした中、このたび市が実施をいたしました職員アンケート調査、聞き取り調査の中では、保育園職員同士で歓送迎会等を行ったという事実は確認されませんでした。また、保育園の卒園式後の昼食についてであります。3月26日の卒園式の後、市内14の保育園のうち12の保育園で職員が同じ場所に集まり昼食を取っております。いずれも弁当を調達し、昼食時に園内で食事を取ったものであります。食事中は十分な換気、職員同士の十分な間隔の確保などには気をつけていたと確認しておりますが、マスク会食、黙食までは徹底されていませんでした。これらの状況から、卒園式後の昼食につきましては、感染リスクが高い場面であったと考えられます。

保育園での感染の原因や感染のルートについてであります。村上保健所並びに新潟県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議のメンバーで感染症学のご専門でいらっしゃる新潟大学大学院、菖蒲川特任教授の検証によると、感染の経路については、最初の感染者が確認された猿沢保育園と、その後の複数の保育園での感染経路は別のルートからの感染と考えられるとのことであります。また、菖蒲川特任教授から、職員の施設運営の際の行動の様態について、昼食時に複数の職員でマ

スクを外して会話をしながら食事を取った、軽度の喉の違和感や鼻水、くしゃみがあったが、花粉症と思い出勤したなど、感染リスクの高い場面が幾つか確認されたが、これら複数の原因が重なったことも考えられ、原因を特定することはできないとの見解が示されているところであります。今回の状況は、無症状の感染症患者が多いことと、子どもと接する場面が多い保育園職場という施設の性質や比較的大家族が多いという地域性もあり、職場や家庭内での感染が広がったことも要因の一つとして考えられるとの見解が示されているところであります。

市といたしましては、保育園はもちろんであります、学校やその他公共施設で感染症患者が確認された場合は、直ちに当該施設の休園、休止の措置を講じてきたところであり、村上保健所の実施する疫学調査に基づくPCR検査と並行しながら、必要に応じ市において範囲を拡大したPCR検査を実施する措置を講じ、より迅速に感染の状況を特定することにより、それ以上の感染の拡大を防ぐ措置を講じてきたところであります。

目に見えないウイルスとの闘いは非常に厳しいものがありますが、これまで1年以上の闘いの中で対抗するための有効な手だても数多くあるわけでありまして、このたびの市の施設での感染症患者の確認により、改めて感染症対策の徹底を図るため、村上保健所並びに感染管理認定看護師の指導による徹底した対策を市として共有するため、感染症対策実地指導を実施したところであります。その検証の際にも、職員同士がマスクを取って会話、飲食しない、職員の健康チェックを徹底する、有症状者は園長に報告し受診する、または出勤しないなど、改善を求められた点が幾つかありました。現在、各保育園では、これらの改善事項を含め改めて感染症対策の徹底に取り組んでいるところでありまして、その他公共施設におきましても、感染症対策実地指導の際の指導を踏まえ、徹底した感染症対策に取り組んでいるところであります。

次に、新型コロナワクチン接種の状況についてご報告をいたします。本市では、65歳以上の高齢者を対象に4月22日から予約受付を開始し、5月9日には集団接種を開始いたしました。受付当初、電話がつながりにくいなど、市民の皆様には大変ご不便をおかけいたしました。6月6日現在で対象者の87.5%の方から申込みをいただいているところであります。また、接種の状況につきましては、医療機関、医師会のご協力により、6月6日現在で、1回目の接種を終えた方6,694人、接種率は28.4%、2回目の接種を終えた方2,042人、接種率は8.7%となっております。市といたしましては、7月末を目途に65歳以上の接種を終えることを目標として集団接種の回数を増やし、個別接種では各医療機関での接種予定数を増やしていただくなど、7月11日以降で接種予約がお済みの皆様には前倒しの接種日程をお知らせするなど、一刻も早く集団免疫を確保するための取組を進めているところであります。対象となる6,554人の方に対し、前倒しとなる接種日の調整をお願いいたしております。7月11日から7月25日まで予約をいただいた2,249人の方に対しては、5月25日に通知を差し上げ、前倒しの調整を終えましたので、本日確定の通知を送付することといたしております。7月26日から9月末までの予約者4,395人の方につきましては、6月9日に通知を差し上げ、

前倒しの調整を行うことといたしております。こうした取組に対し、医師会をはじめ、各医療機関、薬剤師会の皆様からの絶大なるご協力をいただいておりますことに心より感謝を申し上げる次第であります。また、何よりも一刻も早く新型コロナウイルスに打ちかとうといった市民の皆様の一丸となったご理解とご協力によるものと改めて心から感謝を申し上げる次第であります。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピックについてご報告いたします。オリンピック開催までいよいよ46日となり、6月5日には本市を会場とした県内の聖火リレーが実施されました。岩船港港湾緑地で行われたセレブレーションでは、新型コロナウイルス感染症の影響から、観覧者を半数に制限するなど対策を施して行われ、無事山形県へ引き継ぐことができたところであります。セレブレーションにご出席いただきました花角新潟県知事からは、感染症対策を徹底した聖火リレーへの県民の皆様、そして本市市民の皆様へのご協力に感謝の言葉があったわけではありますが、私からも改めて市民の皆様のご理解とご協力に感謝を申し上げる次第であります。

このオリンピックでは、新競技であるスケートボード男子パーク種目において、本市出身の平野歩夢選手がオリンピック予選対象大会の最終戦を終え、ポイントランキングで日本勢最上位となっております。出場決定となれば、平野選手は史上5人目となる夏・冬のオリンピック出場という快挙を成し遂げることとなります。また、パラリンピックにおいては、本市出身である永田務選手が上肢障がいT46マラソン種目において日本パラ陸上競技連盟から推薦内定を受けております。両選手のご活躍を心よりお祈り申し上げます。

次に、村上市ゼロカーボンシティ表明についてご報告をいたします。本市は、2050年に二酸化炭素排出を実質ゼロにすることを目指す村上市ゼロカーボンシティを6月4日に表明をいたしました。本年3月に策定した第二次村上市環境基本計画の長期目標として、温室効果ガス排出ゼロに向けた取組を推進してまいります。今後の主な取組といたしましては、森林資源を利用したカーボンオフセットの導入により森林整備による温室効果ガス吸収量の増加を図るほか、民間発電事業者と連携した公共施設等における再生可能エネルギーの利用、バイオマス資源を原料としたごみ袋を導入し、環境保全活動等での利活用を推進するなど、実効性のある地球温暖化対策に努め、豊かな自然と恵まれた環境を次の世代に引き継いでまいります。

次に、令和3年第1回定例会でご報告申し上げた後の火災の発生状況につきましては配付資料のとおりであり、建物火災が1件、車両その他の火災が2件であります。このうち、建物火災につきましては、3月28日に発生した、またぎの家の火災であります。出火原因等については、村上警察署と消防本部で合同調査を実施いたしましたが、たばこ、放火及び暖房器具からの出火の可能性は低く、屋内配線の出火、いろりの薫蒸による着火及び床材低温着火のいずれも特定ができず、出火原因は不明でありました。奥三面の文化を今に伝える貴重な施設の焼失は非常に残念なことでありますが、指定管理者と協議をし、今後の各施設の火気使用状況及び保全状況の再確認等、防犯・防災対策の徹底に取り組むこととした次第であります。

次に、寄附の申出につきましては、配付資料のとおり多くの皆様から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、本年2月から4月までの間に2,496件、3,893万6,000円の申込みを受けることができました。企業版ふるさと納税寄附金につきましては、信金中央金庫様より1,000万円のご寄附をいただきました。また、新型コロナウイルス対策応援基金につきましても、2月16日から5月15日までの間に6件、1,000万5,520円のご寄附をいただきました。深く感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） おはようございます。ただいま市長のほうから諸般の報告という格好でコロナのことについて詳細、丁寧にご説明ありました。非常に私もいろいろ思い出しながらも、3月の末でしたので、発生したのが、その当時を思い出しながら一生懸命メモを取ったのですけれども、なかなか、口頭だったものですから、聞き取れなかったこともありましたので、できれば、お願いなのですけれども、概略でよろしいのですけれども、諸般の報告という格好でコロナの感染状況等、コロナに関してはワクチンまで3点、大きなこれからの計画、一生懸命前倒ししてくれたという格好で、これからも前倒ししていくのだという取組で前進しているということで、私非常に感心しているのです、ありがたいと思っていますので、できれば文書で起こしていただければと思うのですけれども、ひとつお願いを申し上げたいと思います。市長、いかがなものでしょうか。これ総務課長かな。概略でよろしいのですけれども。そのままでも結構ですし。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議会からのご要請ということになると思いますし、私、議場で発言もしておりますので、そこのところはお渡しすることはできるのだろうというふうに思っておりますけれども、議会のほうからご要請をいただきたいと思っております。

○7番（本間善和君） 議長、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまでございます。今ほどお話ししたことは、そのまま議事録というよりも報告書みたいな形でできればありがたいなと思うのですけれども、その辺も含めてなのですが、取りあえずコロナ関係での感染状況ということで、今朝ほど村上市の状況というのをちょっと私も再確認してきたのですが、5月30日まで全体で148人ということがホームページ上に載っております、その中でも集中的に出たと思われる3月31日から4月25日までの間、全体で92名、そのうち保育園関係、園児も含めてですが、49人。私のこれ確認の上ですけれども、半分以上なのです。そこで、様々な形の中で市民からはいろいろなお話が出てきました。市長からは、いわれのな

いことでそういうことを探ってはいけない、そういう差別があつてはいけないということを放送でも何度か言っておりましたが、4月9日の記者会見の中で、その翌日、新潟日報の記事を見ますと、市は、関係保育園では飲酒を、酒を飲むことを伴う歓送迎会は開いていないことを確認していると書かれておりました。そこで、飲酒を伴わないということを前提に、先般、4月28日の全員協議会の際に保育園の、先ほど市長からも言われましたが、多くの保育園がその後食事会等を行っているということが表面化されました。こども課の課長から。このことを鑑みて、4月9日の記者会見の際には、その時点で3月26日の保育園職員関係者がそこで飲食を、飲酒ではないですよ。飲食、いわゆる歓送迎会たるものを卒園式後に開いていたということはその時点で把握しておりましたか聞きたいのです。どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 確かに飲食を伴う歓送迎会は開催をしていないということを私……

〔「飲酒ですね」と呼ぶ者あり〕

○市長（高橋邦芳君） 飲酒。ごめん。というふうに申し上げたというふうに記憶をしております。

3月26日、保育園の卒園式の後に昼食をみんなで取ったという保育園があったということはお聞きをしておりました。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） これは実に大きなことなのです。いわゆる上旬でもう市長はそのことを把握していたということなのです。これは、その後の対応そのものにも同じく響いてきたのだろうとは思っております。分かりました。これは諸般の報告ですから。

次に、民間の事業所、例えば村上市には2つの幼稚園等々ございます。この幼稚園は一切出ておりません。また、どういうことかという、介護施設などでも全く出ておりません。これなぜかという、民間では出たらアウトなのです。そのイメージもありますけれども、止めなければいけない。簡単に言えば、事業所等はおまんまの食い上げがあるのです。職員も休ませなければいけない。当たり前ですけども。売上げは立たない。いいですか。公務員とは違うのです。真剣そのものです。このようなことを私に連絡なさる市民の方も多々いらっしゃいました。私は、そういうことからいうと、公務員関係、職員関係のそういった歓送迎会も含めて、そしてまた運営に対しても甘いのではないかと、こんなふうに思ったりもします。甘いという言葉がふさわしいのか分かりませんが、本当真剣です。個々の自営業者、大工どんでもそうです。出たらもう仕事にならない。アウト。お金にならない。食っていけない。ところが、職員さんは出たって、やっちゃっても給料保障はあるのです。ここの違いというのは十分理解していただきたいと思っております。市長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 卒園式の後の会食、これ昼食でありますので、そのところで先ほど私申し上げましたとおり、マスク会食、黙食まで徹底されていなかったというの、それは教訓としてしっ

かりそれは直していこうということで取り組んでおりますし、保育園の職員も本当に緊張感を持ってやっていたと思います。これは、保育園から感染者を出してはならぬという、そういった職務に対する強い意識があったわけでありますけれども、それでも結果としてこういうふうな事態を生じてしまったということをそれぞれがしっかりと受け止めなければならないなというふうに思っております。議員ご指摘のとおり、民間事業者は本当に大変だと思います。その後、保育園を休園したことに伴う措置については、保育園をご利用していただく方に対しての支援策を講じさせていただきましたけれども、実際にその結果休業せざるを得なかったというケースがあるというふうにもお聞きをしております。そのところはこれまで数次にわたって議会にも申し上げてきましたとおり、今国の制度の活用もできますし、また休園措置を講じた、そういう場合の個々の、個人の救援策というものもあるわけでありますので、このところはしっかりと市で相談の間口を広げて、お問合せをいただきながら対応できるようにしていきたいということで、現在対応しているところであります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） では、3問目ですが、4月に入ってその期間内では相当な感染者が出てしまった。感染された方が悪いわけではないのですが、どうしても社会情勢の中でそうやって出てしまったということになれば、そこで瀬波温泉含め飲食店のキャンセルがだあっと増えました。村上は怖いなんて、それこそ差別的な用語も出回ったりもしたのでしょうかけれども、本当にだあっとキャンセルが続いて大変な目に遭っている。どれだけの経済損失がそこにあったか計り知れない。私は、このことを考えただけでも、感染の対策をもっとしっかりすべきだったと私は今振り返って思うわけですが、市長が、感染者が出たときに、当時ですよ、今は大分ちょっと収まってきましたが、毎日のように4時か4時半ぐらいの間に感染対策のことを一生懸命お話しなされてきました。今も恐らく、今日でもあしたでも、もし出るようであれば市長からまたお話があるのでしょうか、実を言うと、市民から寄せられる私へのお話の中には、市長が感染症の云々かんぬんというのはもう市長の声でなくても、一職員、対策室の課長さん、あるいは職員の誰かにお話ししていただいてもいいのではないかと。あわせて、この前副市長に全員協議会するときにもお話ししましたが、確かに市長はユーチューブなども含め、市から映像で配信される部分もございます。そうすると、あれはインターネット関係で、全国どこでも見れるような状態になってしまう。確かに市民の皆さんへ訴えるのはいいのですが、あれをやると逆に村上市って大騒ぎしているというふうにしかならない。見えない。確かに物を隠すわけではないですけども、感染者がいっぱい出たので、こんな対策をして今頑張っていますというのであればいいですけども、本日何名が出て、こうだああだ、こうだああだって言われると、ええって、こうなるわけです。知らない、村上市以外の人も見してしまう。ぜひ、市長、市長4時にお話しするのはもうやめて、それでホームページあるいはメールでもう出ているわけですから、市民の皆さんにはそれで確認してくださいと、もし情報ねつとに

つながっていない人がいるのであれば、お孫さんか誰かにでも見ていただいて、高齢者が多いのでしょうけれども、ちょっとその辺を配慮して、確かに何人出たという情報は知りたいと思うのです。でも、その辺のところをうまく伝えないと、逆にそれでおおってしまっているようなところもあるので、どうかなと思います、市長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 確かにご指摘の向きはあろうかというふうに思っております。ただ、私のところにも、残念ながら感染をしまして大変な思いをした方から、直接語りかけをしていただいて本当にありがたかったというお声をたくさんいただいております。そうした中で、私自身もやはり……やっぱりそういう事実はあるのです。そのときに丁寧に私自らが語りかけることによって、市民の皆さんに冷静な行動をお願いしたいと、そういう思いで取り組んできました。一定程度そういう形でお伝えをすることはできたのかなというふうに思っております。それと同時に、SNSの関係も確かに、それは1回投稿いたしますと、それはネット環境の中で全部行くわけでありますので、本市のユーザーもいらっしゃる。市のSNSにつきましても、ユーチューブでの情報発信ということになっています。それが広く発信することによって効果があるものと、今村上市でこういう状況であるから、冷静な対応してくれということも出てまいりますので、それを受け止める受け止め側がちょっと今は控えようというふうな行動変容につながるおそれも当然あるのだと思います。逆に言うと、私どももそうした形で人流を押さえるということがまず一定程度必要な場面であったというふうに思っております。ただ、いずれにしても、この使い方というのは非常に難しいというのは私も理解をしておりますので、今後の活用の仕方、また発信の仕方、これはまだまだ続くと思いますので、そのところをしっかりと制度設計をしていきたいというふうに思っております。

○15番（姫路 敏君） 3問で終わりますので、あれですけれども、実を言うとユーチューブを見られてキャンセルされた方も結構いらっしゃるみたいで、その辺も含めてちょっとご検討ください。以上です。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） コロナワクチンの接種状況について確認させていただきたいと思います。

市当局、それから医療関係者の大変なご尽力で、6月6日時点で申込み、予約が87.5%。恐らくかなり高い数字なのだろうと思うのですが、市民の方から残りの12.5%がやっぱり心配だという話がございます。認知症の方とか、独り暮らし、それから高齢者世帯のみという世帯もある中で、もちろん自分のご意思でワクチン接種しないというふうなご判断の方もいらっしゃると思いますし、また私の知り合いでも、主治医から、ちょっと体に負担が大きいので、ワクチンの接種はしないほうがいいですよと言われた方もいらっしゃいますけれども、今までの村上市の対応を考えると、65歳以上の方の状況を100%きちんと把握をして、必要な方はきちんと予約に結びつけるような取組

をされていらっしゃるのだろうなというふうに思うのですが、その辺の取組、100%を目指してやっているのだということと、あと具体的にはこういうことをやっているのだということをお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 本当に集団免疫を100%つくるというの、これベストだというふうに思っております。専門家のほうからは、どの程度のパーセンテージが必要なのかということをお教えくださいという話もしているのですが、100%にこしたことはないわけでありますので。なかなか自身が打たないという決断をされている方もいらっしゃいます。その方々にも再度勧奨はしようということで通知を差し上げる、そういったことにも取組を進めております。それと、高齢者世帯、また認知症を患っている方々とか、こういう方々、実は要支援者という形で避難するケースとか、例えば生活支援するときの名簿としてリスニングがある程度できていますので、そのところには民生委員、児童委員の皆様方、またさらには区長総代の皆様方、そして市と連携をして、そこにピンポイントで確かに届いていて、予約ができていますのかどうかというところの確認も含めて進めさせていただいております。そうしたことで一人一人掘り起こしをしながら、ご本人が接種をするという意思を表明していただければ、しっかりと接種をしていくというふうな段取りで現在進めているところがあります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） では、一人も取り残さないということで、100%状況を把握する取組をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4 請願第2号 後期高齢者の人間ドック助成を求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第2号 後期高齢者の人間ドック助成を求める請願を議題といたします。

紹介議員から特に補足して説明することがありましたら発言を許します。

19番、佐藤重陽君。

〔19番 佐藤重陽君登壇〕

○19番（佐藤重陽君） 請願第2号 後期高齢者の人間ドック助成を求める請願について。

初めに、請願者の団体について少し紹介させていただきます。公的年金の受給者自らが年金制度について理解を深め、年金受給者相互の親睦と福祉の向上を図る目的で、昭和43年頃から各都道府

県を単位として厚生年金受給者の団体が立ち上がりました。また、昭和47年には全国の受給者団体が共同で事業を行う目的から、全国厚生年金受給者団体連合会が設立されました。その後、昭和57年に社会保険庁から社団法人の認可を受け、平成22年には厚生労働大臣の認可を受けて社団法人全国年金受給者団体連合会に名称を変更しました。また、平成25年4月、公益法人改革に伴い内閣府の認可を受け、現在の一般社団法人全国年金受給者団体連合会となりました。活動も、各地区受給者団体と連合会が共に年金、医療をはじめとする社会保障制度や税制の改善を求め、関係省庁などに対し活動を行っております。また、地区会員の生きがいづくりと親睦を図るために、ボランティア活動などの社会貢献事業、年金制度や教養、生きがい、趣味など各講座、各種スポーツ大会など、事業を実施しています。

このたびの提出者であります村上年金協会、村上市、岩船郡570名ほどの会員においても、笹川流れマラソン大会、村上国際トライアスロン大会など、ボランティアをはじめとする多くの活動を実施しています。その活動の一環となるこのたびの請願事項であります後期高齢者の人間ドック1万円助成は、関川村、粟島浦村では既に行っているとお聞きしています。近隣市であります胎内市、新発田市、阿賀野市でも既に事業化されているようです。村上市民の健康寿命延伸のため、皆様、そして村上市の請願へのご理解をお願いし、皆様のお手元に配付されております請願書を朗読して補足説明とさせていただきます。

後期高齢者の人間ドック助成を求める請願。

請願理由、日本人の平均寿命は、2016年度では男女平均が84.2才となっており、これは世界第1位であります。また健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、いわゆる健康寿命は、男性が70.42才、女性が73.62才で、未だ75才を超えておりません。そこで厚生労働省の健康寿命延伸プランでは、2040年までに健康寿命を75才以上とすることを目指しており、村上市の後期高齢者の保健事業でも、その目的は健康寿命の延伸にあると明記されております。それには市民ひとり一人が、自分の健康に関心を持ち、健康維持のために努力をし、一人でも多くの方が健診に足を運ぶことが大切であります。

私たち村上年金協会では、一人でも多くの方に健康診査を受診して頂くように促しておりますが、中には人間ドックを利用して、健康維持に努力なさっている方もおります。そこで後期高齢者が人間ドックを受診する際、高齢者医療確保法第20条に則した受診を行い、並びに第26条2項の規定に準じた手続きを行った者を対象として、人間ドック費用の1万円助成を行って頂きたいお願いするものです。

近隣の自治体の殆どが「後期高齢者の人間ドック費用1万円助成」を行っておりますので、村上市も同じく実施して頂けるようお願いいたします。

請願事項、1、後期高齢者の人間ドック費用に1万円の助成を実施してください。

村上市議会議長、三田敏秋様。提出日、令和3年5月17日。請願者、村上市大津1-17、一般社

団法人全国年金受給者団体連合会村上年金協会、会長、中村永大。紹介議員、佐藤重陽。

また、高齢者医療確保法の抜粋を添付しておりますので、参考にしていただければ幸いです。
以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております請願第2号については、会議規則の規定により、請願文書表のとおり市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第5 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第5、請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

紹介議員から特に補足して説明することがありましたら発言を許します。

14番、川村敏晴君。

〔14番 川村敏晴君登壇〕

○14番（川村敏晴君） ごめんください。ただいま上程されております請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書でございます。これについて補足説明をさせていただきます。

この請願は、新潟県教職員組合村上市岩船郡支部、執行委員長、星野貴之氏でございます。この時期には毎年のように提出されている請願でございますので、請願内容についてはご承知おきの議員の方も多いと思います。私からも一言だけ、皆様にぜひご理解を賜りたく、お願いを申し上げさせていただきます。

現在は、このコロナ禍の中で、医療関係者はもとより、大勢の園児や児童生徒たちと接している幼稚園、保育園、そして小・中学校の先生方のご苦勞に感謝を申し上げさせていただくとともに、コロナ感染予防という本来の教育指導とは別な重大な重圧を感じながら、今まで以上の教育環境を維持し、提供されております教育関係者の皆様の日々のご苦勞に対し、敬意を表させていただくものでございます。私は、このようなコロナ感染の脅威に関する事態の発生がこれからもいろんな面で続いていくのではないかなと、そんなふうな脅威を持っている一人でございますが、そんな中で全国の一人一人の児童生徒が等しく安心して十分な教育が受けられるためにも、ぜひとも30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の2分の1に復元することを強く政府に働きかけていただくために、議員各位にはぜひともご理解を賜り、村上市議会として意見書の提出をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております請願第3号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

午前11時15分まで休憩といたします。

午前 11 時 02 分 休 憩

午前 11 時 15 分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- 日程第 6 報第 3 号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 4 号 令和 2 年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告について
報第 5 号 令和 2 年度村上市簡易水道事業会計予算繰越の報告について
報第 6 号 令和 2 年度村上市下水道事業会計予算繰越の報告について
報第 7 号 令和 2 年度村上市下水道事業会計予算事故繰越しの報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第 6、報第 3 号から報第 7 号までの 5 議案は、繰越計算書の報告及び予算繰越の報告についてであります。これを一括議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第 3 号から報第 7 号までの 5 議案につきまして、一括してご報告を申し上げます。

最初に、報第 3 号は村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。令和 3 年度に繰り越すべき額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、第 2 款総務費の庁舎情報システム管理経費をはじめ 15 件に関するものであります。

次に、報第 4 号から報第 7 号の 4 議案は公営企業会計の予算繰越についてであります。令和 3 年度に繰り越すべき額の確定により、報第 4 号から報第 6 号は地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設または改良費の繰越額を、報第 7 号は同条第 2 項ただし書による事故繰越額をそれぞれ同条第 3 項の規定により報告するものであります。

最初に、報第 4 号は令和 2 年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告についてであります。内容につきましては、第 1 款資本的支出の改良事業費において、設計業務における埋設物協議と川部浄水場の設備工事における日程調整に時間を要したため、委託料と工事請負費を繰り越すものであります。

次に、報第 5 号は令和 2 年度村上市簡易水道事業会計予算繰越の報告についてであります。内容につきましては、第 1 款資本的支出の改良事業費において、県道事業及び林道事業の進捗に合わせ配水管改良工事費を繰り越すものであります。

次に、報第6号は令和2年度村上市下水道事業会計予算繰越の報告についてであります。内容につきましては、第1款資本的支出の公共下水道事業において、村上浄化センター改築更新計画の見直しと管渠整備工事及び雨水幹線整備工事における関係機関協議に時間を要したため委託料及び工事請負費を繰り越し、特定環境保全公共下水道事業においては、平林浄化センター屋根復旧工事において材料の製作に時間を要したため修繕費を繰り越し、農業集落排水事業においては、高根処理場機械設備工事において施工業者決定に時間を要したため委託料及び工事請負費を繰り越すものであります。

次に、報第7号は令和2年度村上市下水道事業会計予算事故繰越の報告についてであります。内容につきましては、第1款収益的支出の下水道事業費用において、報第6号の建設改良工事の繰越しに付随し、対象資産評価のための委託料を繰り越すものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） 報第6号についての1点教えていただきたいと思います。

農業集落排水事業で繰り越すという格好で、記載されている高根処理場の改築更新工事において施工業者の決定に時間を要したという格好で、通常、工期の延長とか何かで協議が進まなかったとか、災害があったことというような格好で、相手がいるというのはよく施工の理由になっているわけですが、施工業者決定に時間を要したというのはどういうことだったのでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山田知行君） それでは、お答えいたします。

これにつきましては、入札の際に、一般的には機械、電気につきましては見積りを徴取して入札をするという形を取っております。それで、1回目の際には見積徴取、機械、電気というのは結構差がありまして、第1回目の見積りの際には設計に、水処理メーカーなどから見積りを徴取するわけなのですが、その差があって1回目は不落になりました。それで、その不落の原因といたしましては、入札の業者から聞き取りしたのですが、聞き取りの結果、1者からの見積りを基準に入札をしたということでしたので、2回目の見積りの際には、入札に入っている業者全てから見積りを徴取をし直して再入札をした結果、落札したという結果になるのですが、1回目の入札から2回目の入札までの間に時間を要したということでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 同じ質問しますが、ちょっとあまり理解できないので、当時の企画財政課長は総務課長だったかな、この入札というのは、見積りなので、企画財政課でやったのですか、それとも担当課でやったやつなのですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） こちらについては、企画財政課で入札をしたのですが、不調に終わったというケースでございます。

〔「それで2回目をやったと」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（東海林 豊君） はい。その再入札をするということで時間がかかってというのが、業者が決定するまで時間がかかったというのは、そういう意味のことでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 確かに不調ということはある、入札の中で。それで、次回不調を防ぐためにどういう措置を取りましたか。メンバーを入れ替えるとか何かとあって、そういうことです。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山田知行君） 先ほど言ったように、機械、電気については見積りによって大きく差が出ますので、2回目の入札につきましては県内業者も含めてメンバーを一部入れ替えて入札をし直しました。

○7番（本間善和君） 分かりました。結構でございます。

○議長（三田敏秋君） 8番、鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） お尋ねします。

同じページ、報第6号の別記の、公共下水道事業の説明欄にありますが、いろいろ説明ありまして、再検討に期間を要したとありますけれども、再検討がどうしても必要だったのか、その期間を要する理由についてお尋ねしたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山田知行君） 村上浄化センターの改築更新工事の再検討のほうでございましょうか。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（山田知行君） そちらにつきましては、現地調査でポンプの圧送管の腐食が非常に激しかったことが主な原因なのですけれども、それによって工法検討と監視制御システムの統合の実施計画の再検討をしたということで延びております。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） では、もう一つ、その下のほうにあります烏川1号から3号線、これの関係機関とありますが、関係機関とどのような内容を協議しなければ進まなかったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山田知行君） 烏川の雨水幹線事業についてということでよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（山田知行君） 河川工事のため、荒川漁協協同組合等の関係機関との工程調整が必

要だったということでございます。

○8番（鈴木好彦君） 以上です。

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 報第3号の一般会計の繰越明許費なのですが、これだけ繰り越しますよというのはいいのです。それはそれでしようがない。そういう事情があったのだらうし。報第4号から、これ今前の議員さんいろいろ質問されていましたが、きちんと説明がついているではないですか。前にも私ちらっとそういうことを言ったかとは思うのですけれども、議会運営委員会のときにでもちょっと聞けばよかったですでしょうけれども、やっぱり一般会計の繰越明許費のことについてもある程度の説明がないと、これ何で一般会計だけが説明がないのか、その辺、単純な質問ですが、お願いしたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） この様式でございますが、特に説明欄を設けていない理由というふうなのはないうことで、これまでも、従来もこのような様式で資料作成を、繰越計算書を作成してきているということでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） それだったら、時期的にはみんな全て今頃になってくるのでしょうかけれども、ぜひこの一般会計でもしっかりとした、なぜ繰り越すのかというところ、私も今までずっと何げなく通っていたところもあるかもしれませんが、恐らく今課長さんも替わられて、前の先例で書いているのだかもしれないけれども、やっぱり何で繰り越すのかという部分って非常に大事だと思いますので、ぜひちょっと来期のときにその辺も踏まえて議案書の作成なども考えていただきたいのですが、市長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） ごもつともではないかなというふうにお聞きをいたしました。実は私、繰越計算書、これ議案で調整をするタイミングで見せていただいたとき、何でこっちはこんなに詳しく説明してあるのに、こっちはないのだということを私も実は申し上げた経緯があります。結果としてそうになっていなかったということでもありますけれども、地方自治法で定められております議案の提出の仕方、別記で書いてありますので、別記としての要件を満たしていればいいのだらうと思うのですけれども、例えばこれを別冊の参考にするとか、また議案写しに織り込んだとしてもそれを参考資料としてつけるような形で少し分かりやすいほうがいいのかなというふうに私自身も思っておりますので、次のタイミングから調整をさせていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第7 報第8号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、報第8号 専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました報第8号につきましてご報告を申し上げます。

本件は、50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分をしたものであります。

令和3年1月7日、猿沢保育園駐車場において保育園敷地内の立ち木が暴風により根元から倒れ、駐車場に駐車していた相手方車両に接触し、破損させたものであります。

本件事故は、施設管理上の瑕疵により発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両修繕費として47万6,000円を賠償するものであります。

なお、本件につきましては示談が成立したことから、このたびご報告するものであります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） すみません、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

なかなか勉強不足なので、ちょっと基本のきのところでお聞きをしたいのですが、内容については特に疑問はないのですが、あと50万円以下なので専決というのも分かるのですが、専決の日時が3月12日で、本当に初歩的な質問で申し訳ないのですが、第1回定例会の会期が3月19日に閉会でしたので、何か1週間、期間があるので、報告、専決なので報告といえば報告なのでしょうけれども、その定例会の中でこういう形で、追加議案になるのかもしれませんが、何かそういうのは報告しないものなのか、タイミング的にちょっと間に合わなかったのか、それとも専決処分で報告なので、3か月後でもいいかなという感じなのか、その辺ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） この点につきましては、議会運営委員会のときも同じようなお話で指摘をいただいたところがございます。議会事務局ともその後確認をしております。これまでそういう例につきましては次の議会ということでの先例があったということでもございましたので、このときも次回の議会ということで今回報告させていただくことになっているのですが、これからどういう取扱いするかにつきましては、また事務局のほうと、間に合うものについてはその議会ということにするかどうかを今協議しているということでもございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） では、今のところは了解というか、そういう事情なのかなということでした。

それと、もう一つちょっと勉強のためにお聞かせ願いたいのですが、事故の発生日が1月7日で、あと決裁というか、専決が3月12日。約2か月なので、それは2か月かかったから2か月かかったのだと思いますけれども、その辺、そんなに争いがないような中身なのにもかかわらず2か月、行政の常識としてはかなり時間かかっているなという印象はあるのですけれども、その辺どういう事情だったのかお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 今回のこの件につきましては、私どもの賠償するものにつきましては、私どものほうで加入しています総合賠償保険というものの適用になるわけなのでございますが、相手方のほうの保険の関係等もございまして、双方の保険会社の調整の中で時間がかかったということで、最終的に示談が終わった時点でこのような形の日にちになったということでございます。

○1番（上村正朗君） 分かりました。

以上です。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 8番、鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） 今回の賠償問題、園内の、いわゆる市が管理する建物、土地の中で風によって枝が折れて車が壊れたという事案というふうに理解するのですけれども、これたまたま賠償が利く、修理が利く車だったからよかった、よかったと言っては語弊がありますけれども、これが車があるということは園児も恐らく登園していた日ではないかと思ひますし、暴風でありながらもこういう状況があったわけです。これが仮に登園、下園というのですか、園児に対してこの暴風の影響が出ていたら大変なことになっていたと思うのですけれども、この保育園の施設、さらには敷地内のいわゆる立木というのですか、これの管理者というのはどなたが責任を持って管理されているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 日頃の管理運営につきましては、保育園の所管でありますこども課になります。現実いろいろやっただいているのは、朝日の支所のほうで今回のケースについては担当してもらっております。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） いずれにしても、市が管理している公共施設でありますので、施設管理者がいます。これ保育園の場合は園長がこれに当たるのだらうというふうに思いますが、市では、暴風の警報、例えば風が強くなるというふうな状況が事前に察知できますので、そうしたときに施設管理者に危険箇所の徹底とか、日頃の危険箇所の点検、これは指示をいたしておきまして、そういった気象状況が変わるというタイミングでは必ず通知を出して安全確認をしていただいております。

す。ただ、その上で、自然災害でありますので、なかなか事前に予見できなかった部分もあるのだろうというふうに思っておりますけれども、これからもその部分については徹底をして施設の安全管理ということは指示をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 8番、鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） それなりに管理者がおり、責任を持って運営・管理をしていたというお答えをいただきましたけれども、実際こういう形のものが起きていると。子どもではなかった、人的被害ではなかったから、何とか大きい問題にはならず済んでいますけれども、これをぜひ反省の材料として、今後こういうことがないようにぜひ善処願いたいと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第8 議第35号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第36号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第35号及び議第36号の2議案は、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第35号及び議第36号の2議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

この2議案につきましては、いずれも人権擁護委員の推薦につきまして議会のご意見を求めるものであります。本市区域に置かれております人権擁護委員のうち2人の方が令和3年6月30日をもって任期満了となりますので、議第35号においては稲葉眞知子氏を、議第36号におきましては板垣和伸氏を適任と考え、引き続き推薦するものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いなくて直ちに採決をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第35号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第35号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第36号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第36号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第9 議第37号 専決処分の承認を求めることについて

議第38号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第37号及び議第38号の2議案は、いずれも条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第37号及び議第38号の2議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

この2議案につきましては、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めます。

初めに、議第37号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、村上市税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正内容についてであります。個人市民税では、住宅ローン控除につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により新居への入居が遅れるケースが相次いだため、一定の要件を満たす場合は入居期限を令和3年12月31日まで延ばす措置が適用されておりましたが、本改正によりまして住宅ローン控除による減税期間が13年の特例措置の入居期限をさらに延長し、令和4年12月

31日までとするものであります。

固定資産税では、宅地等及び農地について、令和3年度から令和5年度までの3年間、価格の下落修正を行う措置及び評価替えにより価格が上昇する場合において課税標準額の上昇を緩やかにする負担調整措置を継続し、その上で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和3年度に限り、課税標準額が上昇する土地につきましては前年度の課税標準額に据え置くものであります。

軽自動車税では、環境性能割の税率区分を新たな2030年度基準の下で見直すとともに、環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減について、適用期間を9か月間延長し、令和3年12月31日までとするものであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日から施行となることから、専決処分させていただいたものであります。

次に、議第38号は村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてであります。新型コロナウイルス感染症による影響を受けた世帯、被保険者に対する国民健康保険税及び介護保険料につきましては、減免に係る費用を、国からの財政支援を受け、納期限が令和3年3月31日までのものについては既に減免を行ったところでありますが、令和3年度においても国からの財政支援が継続されることが示されたことから、納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの国民健康保険税及び介護保険料につきましても減免の対象となるよう、令和3年3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第37号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第37号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第37号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第38号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第38号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第38号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第10 議第39号 専決処分の承認を求めることについて

議第40号 専決処分の承認を求めることについて

議第41号 専決処分の承認を求めることについて

議第42号 専決処分の承認を求めることについて

議第43号 専決処分の承認を求めることについて

議第44号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第39号から議第44号までの6議案は、いずれも令和2年度一般会計及び各特別会計の補正予算に係る専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第39号から議第44号までの6議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第39号から議第44号までの6議案につきましては、令和2年度の一般会計及び各特別会計並びに事業会計の補正予算であります。いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。

最初に、議第39号は令和2年度村上市一般会計補正予算（第17号）についてであります。各款にわたり事業費などの確定による所要の調整を行い、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億9,170万円を減額し、予算の規模を420億4,000万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第2款地方譲与税から第16款県支出金までについて、交付額の確定等による精算処理を行いました。第19款繰入金では基金繰入金7億670万円を、第22款市債では1億2,060万円をそれぞれ減額し、所要の調整を行いました。

歳出におきましては、第2款総務費で情報通信事業特別会計繰出金の調整などにより3,405万7,000円を、第3款民生費では、国民健康保険特別会計繰出金の調整などにより8,211万7,000円を、

第4款衛生費では、保健衛生総務経費などで事業費の確定により838万5,000円を、第5款労働費では、労働諸費、一般経費の事業費の確定により128万円を、第6款農林水産業費では、農地等経費などで事業費の確定により1億4,904万6,000円をそれぞれ減額をいたしました。さらに、第7款商工費では、蒲萄スキー場特別会計繰出金の調整などにより2,509万円を、第8款土木費では、下水道事業会計繰出金の調整などにより1億1,887万4,000円を、第9款消防費では、常備消防防災施設整備経費などで事業費の確定により356万2,000円を、第10款教育費では、教育委員会事務局経費などで事業費の確定により7,391万円を、第11款災害復旧費では、農地農業施設災害復旧費などで事業費の確定により1,664万7,000円をそれぞれ減額いたしましたほか、第13款諸支出金では基金積立金2,130万円を追加をいたしました。

第2条、繰越明許費の補正は、農業振興経費の廃止を行うものであります。

第3条、地方債の補正は、借入額の確定により限度額の変更を行ったものであります。

次に、議第40号は令和2年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ900万円を減額し、予算の規模を4億1,040万円といたしました。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金900万円を、歳出におきましては、第1款総務費で、朝日地区及び神林地区施設維持管理経費で900万円をそれぞれ減額をいたしました。

次に、議第41号は令和2年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,370万円を減額し、予算の規模を1,410万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第2款使用料及び手数料で一般使用料992万円を、第3款繰入金では一般会計繰入金2,183万5,000円を、歳出におきましては、第1款総務費で、蒲萄スキー場運営経費などで3,353万2,000円をそれぞれ減額をいたしました。

次に、議第42号は令和2年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,380万円を減額し、予算の規模を61億5,090万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第5款県支出金で保険給付費等交付金1億9,549万1,000円を、第7款繰入金では、国民健康保険事業財政調整基金繰入金などで6,494万円をそれぞれ減額をし、第8款繰越金では、その他繰越金1億7,684万3,000円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款保険給付費で、一般被保険者療養給付費などで6,715万2,000円を、第4款保健事業費では、特定健診委託料などで1,660万8,000円をそれぞれ減額をいたしました。

次に、議第43号は令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ400万円を追加し、予算の規模を7億7,170万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第1款後期高齢者医療保険料で特別徴収保険料600万円を追加し、第3款繰入金では事務費繰入金153万3,000円を減額をいたしました。

歳出におきましては、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で県後期高齢者医療広域連合納付金600万円を追加し、第3款保健事業費では委託料154万6,000円を減額をいたしました。

次に、議第44号は令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的収入及び支出において、収入では、決算のための一般会計繰入金の調整により他会計繰入金9,400万円を減額し、総額42億5,918万4,000円とし、支出では、決算調整において消費税が還付見込みとなったことから、消費税及び地方消費税8,106万5,000円を減額し、総額42億2,238万円にいたしました。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 即決でありますので、ちょっとお伺いします。

議第39号の令和2年度村上市一般会計の補正予算ですけれども、13、14ページになりますが、昨年非常に大雪に見舞われて、先ほども猿沢保育園の倒木があったというふうな状況なのですが、国庫補助金の土木費国庫補助金で臨時市町村道除雪事業費補助金、これ新規になっていますけれども、内容的にどのような内容になって入ってきておるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） この補助金につきましては、毎年あるわけではございませんで、過去5年間の平均を上回って異常な降雪になったときにということで、臨時特例措置ということで行われる補助金でありまして、今年度につきましても、新潟県だけではなくて、これ全国的だったのですけれども、今回補助金があるということ、こういった割当てで補助金をいただきました。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） よく分かりました。

もう一点、17、18ページになりますけれども、この中の繰入金についてですけれども、最終的に事業費の確定ということなのですが、コロナの影響で財政調整基金とかどのぐらい使われるのかなと、ある程度の心配はあったのですが、臨時交付金やらそういったことで思ったより使わなかったのかなというふうな感覚なのですが、特にその中の財政調整基金について伺いますけれども、当初予算では8億円予算化していたのですけれども、その後1億円追加して9億円になって、たしか3月議会で3億円を減額し、今回また6億円を減額したわけなのですけれども、そういった流れについてちょっと伺いたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） 今議員おっしゃいましたとおり、当初予算8億円、それから1億円

補正をして、3月定例会の補正で3億円戻したということで、当初やはり財政調整基金を充てなければならないのだろうなというふうなことで考えておったところでもありますけれども、いろいろコロナの臨時交付金等ございまして、最終的には一般財源で全て……失礼しました。一般財源等で対応することができたものですから、今回基金繰入れを行わなくても済んだというふうなことでございます。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 19番、佐藤重陽君。

○19番（佐藤重陽君） 個別には聞きたいことは特にないのですが、減額補正の上げ方について、毎年この時期にこういう上げ方してはいましたか。私、こういう上げ方初めてではないかなと思っているのだけれども。どうですか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） 例年このような予算計上の仕方をしておりました。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○19番（佐藤重陽君） それは私、勉強不足。というのは、金額も大きいし、これを全て専決処分であつて、専決までこれ持ってくる必要が、では逆にあるのかな、専決をする必要があつたのかなという、そういう疑問もあるのだけれども、どうですか。タイミングとして。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） 除雪経費等、やはり不透明といいますか、ここまで来ないと決まらない部分もございましたので、最終専決での調整というふうにさせていただいているところでございます。

○19番（佐藤重陽君） 了解しました。

○議長（三田敏秋君） 8番、鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） お伺いします。

先ほど木村議員もお聞きになったようですけれども、17、18ページ、繰入金なのですけれども、先ほど財政調整基金について集中的にお話を聞いていたようですけれども、繰入金の全体額から見て37%が戻されるという形を今回補正されているわけです。基金である蓄えが戻るということは非常に喜ばしいことだとは思いますが、この各事業、繰入金を仕向けた先の事業、これコロナの影響によって基金がこれだけ要らなくなったのだということであれば、それはそれでゆゆしき問題だと思うのです。ほかから手当がついたというのなら、それはそれでいいのですけれども、コロナによってこれだけ使い道が減った、事業が縮小してこうなったということはありませんでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） こちらにつきましては、普通地方交付税、特別交付税等、こういったものもやはり当初見込みした額よりも多く交付されたというふうなこと、それからコロナに関係

する臨時交付金等、こういったものも併せて一般財源で対応することが可能になったため、先ほど財政調整基金でも申し上げましたとおり、今回の最終調整で落とさせていただいたということでございます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） コロナの影響によって事業縮小はないということを確認させていただきました。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） コロナの影響により事業を縮小したのも一部ございます。でありますけれども、今ほど申し上げましたとおりの理由で今回調整をさせていただいたということになります。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） 私、どこかで聞き間違っ。やはり影響はあったと。例えば具体例を、どんな事業だったか教えていただけますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） 一例を申し上げますと、例えば蒲萄スキー場の休止ですとか、本当にいろいろな事業が、やりたくてもできなかった事業、こういったものは多々あったということでございます。

○8番（鈴木好彦君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 会計年度は3月31日ですが、帳簿の締めが5月30日なので、それに合わせて補正が上がってきている、専決が上がってきているということなのでしょうけれども、議第43号、10ページなのですが、よろしいでしょうか。保健事業費、説明欄、保健事業経費で湯っくり・湯ったり事業委託料、マイナス95万1,000円、湯ったり塾業務委託料、マイナス59万5,000円。これ当初予算が湯っくり・湯ったり事業の委託料では198万1,000円ということで、利用率が48%でしかなかった、その下の湯ったり塾のほうは19%でしかなかったということで、これははっきりしていますね。コロナの影響で利活用があまりうまくいかなかったという解釈でよろしいのですか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 事業そのものは行ったのですけれども、利用のほうが少ないということでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ですから、利活用って聞いているのです。利活用が少ないということですね。事業はやったのだけれども。

そのまま議第42号、国保のほうに移ります。12ページ、これも保健事業経費がございます。ここ

にマイナスも何も出てこないのが、湯っくり・湯ったり塾340万円の事業経費を上げていたのですが、これはどこに行きましたか。議長、もう一回いいですか。今のもう一回いきますよ。12ページのところの保健事業経費ってございますよね。これ全体的には1,660万8,000円のマイナスということで、これもいろいろな部分で事業ができなかったのもあるのかもしれませんが。この中には湯っくり・湯ったり事業として予算では340万円ほど立てている部分があったのですが、湯っくり・湯ったり事業という言葉が一切出ていないのです、国保のほうに。これはどういうことなのかお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 全体の調整の中で一定の金額が消化しておりましたので、あえてここには掲載しておりませんでした。計上はしませんでした。決算の中では正確な数字が出てくるかと思えます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 議第43号の後期高齢者の保健の中にはしっかりとうたわれている。しかも、その中の湯っくり・湯ったり事業の予算というのは198万1,000円です。予算で上げていたのは。それで、マイナスこれだけだったと、利用率が48%しかなかった、半分しかなかったとしっかりと上げているのにもかかわらず、それ以上に国保のほうで大きな予算の340万円もかけておいて、その事業内容がここにもう載らず、一緒くたにしてしまったということはないでしょう。しっかりとしてもらわないと困ります。どうなのですか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 湯っくり・湯ったり事業に関しましては、後期のほうにつきましては昨年の実績より少なかったというところで専決で出ささせていただきました。ただ、国保のほうにつきましては昨年の実績より上回っておりましたので、ほかの大きな金額のほうを専決として出ささせていただきましたものでございます。

○15番（姫路 敏君） ということは、事業は全部こなしということなのですか。そういう、コロナ禍の中で、こっちは半分以下なのに……分かりました。後でよく調べます。また委員会なりで質疑あるかと思えます、その辺も含めて。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第39号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第39号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第39号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第40号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第40号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第40号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第41号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第41号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第41号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第42号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第42号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第42号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第43号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第43号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第43号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

最後に、議第44号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第44号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第44号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

昼食休憩のため、午後1時15分まで休憩といたします。

午後 0時14分 休憩

午後 1時15分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11 議第45号 専決処分の承認を求めることについて

議第46号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第45号及び議第46号の2議案は、いずれも令和3年度一般会計補正予算に係る専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第45号及び議第46号の2議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

この2議案につきましては、令和3年度一般会計の補正予算であります。いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。

最初に、議第45号は令和3年度村上市一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,230万円を追加し、予算の規模を321億4,070万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策関連経費の追加であります。歳入におきましては、第15款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金などで6,230万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第3款民生費で子育て世帯生活支援特別給付金給付事業経費4,980万円を、第4款衛生費では新型コロナウイルス感染症緊急対策経費1,250万円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第46号は令和3年度村上市一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,200万円を追加し、予算の規模を322億7,270万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策関連経費の追加であります。歳入におきましては、第15款国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,200万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費として、第3款民生費で1,610万円を、第4款衛生費で1,950万円を、第7款商工費で8,240万円を、第9款消防費で1,000万円を、第10款教育費で400万円をそれぞれ追加をいたしました。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） それでは、所管外のところですので、ちょっと質問させていただきたいと思っております。

最初に、どちらの議案にもPCR検査手数料という格好で、最初のほうには1,000万円、次のほうには1,950万円という格好で掲載されておりますが、PCR検査、非常に重要なことで、拡大を食い止めるには非常に有効な手段という格好で、村上市が率先してやっているという格好で、非常に私推薦するところがございます。それで、参考のためでございますが、1件当たりどのぐらいの金額がかかっているのか。全員協議会では説明なかったもので、分かっている範囲で教えていただきたいと思っております。特に大人、子ども、今回の場合は保育園の子どももいたわけですので、その辺の検査手数料というのはどんな仕組みになっているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 1件当たりの手数料につきましては、子どもも大人も同じでございます。

ます。PCR検査の唾液の部分につきましては、単価のほうで1万3,970円です。あと、今新たに同じPCR検査で鼻のちょっと拭うようなやつも始めましたので、そのものにつきましては1万4,300円となっております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 1万3,970円。私には高いのか安いのか分からないけれども、人数的にいくとそのぐらいの金額出てきますわね。分かりました。参考にさせていただきます。

それから、もう一点、これは議第46号でございますか、議第46号に、こども課のほうの保育園休園に伴う家庭保育の支援金という格好で1,460万円計上されました。前回の全員協議会的时候、今回の補正という格好でご説明があり、1世帯当たり700円、子ども1人当たり840円という金額、子どもが増えればこの840円というのは増えていくという格好になるわけですけれども、学校教育の場合だと給食費に係る相当分を補填するというご説明だったのですけれども、保育園の場合、この金額の算定根拠というのはどんな格好で出したものなのでしょうか。700円と840円についてお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） まず、数字の根拠としたものでございますけれども、全国家計構造調査、統計の一つなのでございますけれども、というものがございまして。これの新潟県のデータを基に金額を求めました。1世帯当たり700円につきましては、この統計の光熱水費に相当する金額、こちらを、700円でしたので、採用させていただきました。それから、1人840円につきましては、1人当たりの食費、それから教養・娯楽費、これを合わせて840円になりましたので、それを子ども1人当たりの金額の根拠にさせていただきました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 840円、食費代だという、主という格好なのでございますけれども、その840円の根拠をどこから持ってきたのかということをお聞きしたいのです。

○議長（三田敏秋君） もう一度。こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 数字の根拠につきましては、全国家計構造調査という統計の数字から持ってきて、それで840円につきましては、1人1日に相当する食費が280円なのですが、これの食事とおやつを見て、2回分で560円、それから教養・娯楽費相当分といたしまして、こちらにつきましては1人1日280円でございますので、これをみんな合わせますと840円になるということでございます。

○7番（本間善和君） 分かりました。結構でございます。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 議第46号で9、10ページ、歳出、10款1項3目でしょうか、全員協議会でも

ちょっと質問させていただきましたけれども、学校臨時休業に伴う昼食費補助金について、制度のスキームというか、中身をちょっとお聞かせいただきたいのですけれども、1人当たりの額なのでしょうか、1人当たりの額と、あと対象の人数と、あと全員協議会で検討をお願いしたのは、こども課さんが行く保育園休園に伴う家庭保育支援金については、保護者から申請していただかなくて、市のほうで認定をして支給をするやり方をしているので、ぜひ横並びで教育委員会のほうとしてもそういう形でやっていただけないかというお願いはしていたと思うのですけれども、それぞれの中身についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺律子君） まず、金額のことなのですけれども、小学校につきましては、小学校の給食費相当額、家庭でご負担いただいている相当額ということで282円。それから、中学校につきましては1日当たり339円。人数につきましては、昨年度の就学援助を受けている世帯の実績から、今年度、小学校については400人を見込んでおります。中学校については、250人を見込んでおります。

それから、補助金の交付の状況なのですけれども、それにつきましては、前回ご質問いただいた中で、そのような形で申請がなくても支給できるような形ということに、そのような形で実施するように調整を取っているところです。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。全員協議会、最初、申請も考えていらっしゃるという話でしたけれども、同じ世帯で、保育園の場合は申請なくて職権で支給されて、教育委員会のほうは申請というと、同じ市でばらばらだなという話が世帯から、せっかく支援してもいろんな苦情が出ると思いますけれども、そういう形ではなくて教育委員会のほうで認定して支給していただくという形であれば非常によろしいのではないかなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 最初の本間議員の質疑の中でちょっと確認したいのですけれども、コロナウイルスの感染症対策のPCR検査のちょっと聞き取れなかったところもあるので、ちょっと確認したいのですけれども、1件当たり1万3,970円っておっしゃいましたですね。そうすると、人数が、議第45号のほうかな、では715人、もう一つのほうでは人数が1,395人、小数点を切り捨てますけれども、一応そういう人数でよろしいですね。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 議第45号のほうにつきましては、初めの頃でございまして、指定医療機関に協力をしていただきましたので、この金額より、その協力していただいた様々なものを含めましてもうちょっと高い金額になっております。議第46号のほうにつきましては、先ほど申し上

げました単価で、おおよその人数のほうで計算して積算したものでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） では、このPCR検査するところの、では議第46号のほうでまず聞きますけれども、PCR検査したところのこののですか、これ専決でやっておりますので、機関は何ていうところなのですか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 江東微生物研究所でございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） これは正式にコロナ陽性に対しては認定されるわけですよ。いわゆる陽性か陰性かというのは、保健所以外のところで扱っている以外は、陽性の人にはまた再度保健所で検査するというような話も聞いたことございますが、そういうことなのですか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 基本的には市が行っている検査でございますので、ここから来た結果については、陽性か陰性かの結果だけでございます。このため、感染者かどうかのことにつきましては、市のほうに協力していただける協力医療機関のほうに行っていただいて、確定の診断をしていただいております。

○15番（姫路 敏君） それでは……

○議長（三田敏秋君） 3問終わっただろう。

○15番（姫路 敏君） 3問終わったかな。分かりました。後で、後でというよりは、もうこれで終わりですね、専決だから。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第45号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第45号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第45号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第46号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第46号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第46号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第12 議第47号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第48号 村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

議第49号 消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について

議第50号 村上市さんぼく会館改修増築（建築本体）工事の工事請負契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第47号から議第50号までの4議案を一括して議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第47号から議第50号までの4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第47号は村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、村上市職員定員適正化計画に基づき、福祉分野に専門に従事する資格職を令和4年度から計画的に採用するため、級別職務分類表に新たに社会福祉主事及び社会福祉士を追加するものであります。

次に、議第48号につきましては、村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。行政不服審査法施行令の一部を改正する政令が令和3年2月15日に公布、施行されたことに伴い、法以外の条例に根拠を置く手続などについて改正する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、審査申出人等の押印を要しないものとされたことについて規定する

ものであります。

次に、議第49号は、消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。購入予定の消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプは消防団配備用で、軽積載車7台、小型動力ポンプ7台を購入するものであります。

内訳といたしましては、軽積載車のうち、1台を神林方面隊の松喜和に新規配備、それ以外の車両6台とポンプ7台については既存のものを更新するものであります。

入札に当たりましては、専門的で特殊な技術を要することから、4月22日に消防ポンプ自動車取扱業者による通常型指名競争入札を執行し、同日、株式会社宮島工業所と契約金額4,284万6,214円で仮契約を締結したものであります。

次に、議第50号は、村上市さんぽく会館改修増築（建築本体）工事の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。本案は、平成30年1月に策定をいたしました、さんぽく会館改修工事基本構想に基づいた整備により、改修工事の基本方針、住民が集う使いやすい空間の創造を実現し、併せて将来学習拠点としての学習環境の充実を図ることを目的として大規模改修工事及び増築工事を行うものであります。

入札に当たりましては、5月11日に一般競争入札を執行し、同日、カエツハウス・富樫特定共同企業体と2億7,940万円で仮契約を締結したものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 最初に、議第48号の固定資産税の件なのですが、ここに審査とかつてついて、恐らくこれは印鑑を要らないようにしようという方向性の中での改正なのだろうけれども、ちょっとそれに関連して、固定資産税なのですが、空き家とかそういったところは、ある集落で多々ありまして、そこに付随する企業がそれを購入して従業員の宿舎なりなんなりというふうな利用をやっているところがあるのですけれども、そういうところに関して、減免とかそういった方向性の中でのものもならないのかと。いわゆる社会のために使っているところなのですが、新しければ固定資産税は相当取られますけれども、そんなようなことというのは全然あれですか。何か審査したことがありますか。

○議長（三田敏秋君） 市民課長。

○市民課長（八藤後茂樹君） 空き家という話でしたので、空き家のほうを担当しております市民課のほうからご回答させていただきます。

特に現在のところ、空き家を購入した場合のそういった減免とか補助制度については、用意はしておりません。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） この条例のとはちょっと別なので、あれですけれども、そのうちまた聞きますけれども、取りあえずそういう、いわゆる頑張っているような企業もございますので、こういう条例の中でも少し検討してもらいたいなど、こういうふうに思っております。

それともう一つ、消防ポンプの件なのですけれども、ポンプ車の件なのですけれども、入札の結果調書を見ると2つの企業体が辞退しております。辞退している理由は何ですか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） 辞退の理由につきましては、こちらのほうで把握してございません。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） これ何で辞退、辞退の理由を把握していないで辞退ってこれ書いてある。もう最初から入らないのであればこんなの書く必要ないのではないですか。ご案内して辞退したの。辞退しますというだけなのですか。こういう案内のときというのは、案内を行政からして、辞退しますというだけなのですか。その辺がよく私は分からないのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） ご案内はしたのですけれども、辞退をしたというふうなことでございます。

〔「議長、答弁になっていないんですけども」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） いや、それは分かるけれども、案内はしたけれども、うちとしては入札参加しませんと言ったのではないの。それしか理由ないというのだから。

〔「じゃ、もう一回くらい」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） こちらからご案内をいたしました、入札を辞退するというふうなことでございます。

○議長（三田敏秋君） それでいいだろう、答弁は。

姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） いつも同じような業者さんしか出てこないの、この何か方法ないのかなと。これは私、これからこれ付託される案件なので、総務文教常任委員会の中でもんでもらえばそれでいいのしょうけれども、所管外なのでちょっと聞きたいのですけれども、いつも入札してくるのは、これもう限られているのですか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） こちらにつきましては、消防団の消防用軽積載車というふうなことで、艀装、いわゆるそこに取り付けられる装置の取付け、改造が伴うというふうなことで、やはり業者は限られているということをございまして、村上市の物品入札参加資格者名簿登録者より経営

状況及び信用、当該物品に対する技術的適性及び実績その他を加味して事業者を選定したものでございます。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第47号から議第50号までの4議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第13 議第51号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第51号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第51号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第51号は、村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の減免を受けようとする場合、納期限前7日までに申請書を提出する必要がありますが、国民健康保険法第59条に規定する刑事施設等に収容されている者を有する世帯につきましては、施設等を出所した後においても申請することができるよう規定するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第51号については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第14 議第52号 市道路線の認定について

議第53号 市道路線の変更について

議第54号 市道路線の廃止について

議第55号 小形除雪車の購入契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第52号から議第55号までの4議案を一括して議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第52号から議第55号までの4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第52号は市道路線の認定についてであります。本案は、南町2丁目地内の法定外公共物として国から譲与を受けていた1路線を新たに認定するものであります。

次に、議第53号は市道路線の変更についてであります。本案は、緑町1丁目地内の民間開発による現在の道路付け替えに伴い、1路線について終点を変更するものであります。

次に、議第54号は市道路線の廃止についてであります。本案は、佐々木地内の民間開発に伴い、整備計画区域内に位置する1路線を廃止するものであります。

次、議第55号は、小形除雪車の購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。購入予定の小形除雪車は、ロータリー1.5メートル級、除雪幅1,800ミリの1台で、老朽化に伴い更新するものであります。

入札に当たりましては、4月15日に三者による通常型指名競争入札を執行し、同日、株式会社日の出自動車と2,815万9,641円で仮契約を締結したものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第52号から議第55号までの4議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第15 議第56号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第4号）

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第56号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第56号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第56号は、令和3年度村上市一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算

の総額にそれぞれ1億6,470万円を追加し、予算の規模を324億3,740万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費等について追加しようとするものであります。歳入におきましては、第15款国庫支出金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金などで8,300万円を、第16款県支出金では農林水産業総合振興事業費補助金1,730万円を、第19款繰入金では地方創生応援基金繰入金で600万円を、第20款繰越金では前年度繰越金3,157万1,000円を、第21款諸収入では、コミュニティ助成自治総合センター交付金などで2,682万9,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で、協働のまちづくり推進事業経費などで1,759万3,000円を、第3款民生費では、保育園運営経費などで1,909万7,000円を、第4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費などで8,362万5,000円を、第6款農林水産業費では、農業振興経費で1,730万円を、第8款土木費では、コミュニティ助成活用事業経費などで1,830万円を、第9款消防費では、防災対策一般経費などで409万7,000円を、第10款教育費では、村上市スケートパーク経費で459万4,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 14ページのスケートパークの経費なのですが、これ信金からいただいた寄附金等をここに充てて行うということで理解しておりますけれども、機械器具購入費、これ具体的にどういうことに使うのかどうなのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大滝 寿君） お答えいたします。

一応消耗品費で45万円ほど見ておりまして、これはスケートボードの一式を30枚ほど購入する予定でございます。それから、スケートパークの事業委託料ということで、ミドルクラスのスクールを開設するという、それから初心者の体験スクール等々で344万8,000円、それから機械器具購入費ということで、これは安全補助のために厚手のマットを購入して教室とか大会等に使用したいということで予定しております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） それで、今年の、これはこれからあれなのですが、今年の収入の料金というか、収入の部分でどのぐらいの収入があったのか教えていただけますか。入場料なども含めて。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大滝 寿君） 申し訳ございません。今手元ございません。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 後で教えていただきたい。大事なことなのですが、3月に締めて、5月でもう会計締まっていますから、そうなるに分かって当然の話なので、そういうところもやっぱりチェックしていかないとあれなので、私は総務文教常任委員会ではないので、その審査に入れないですけども、取りあえずは後で分かるように示してもらえますか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大滝 寿君） 後でご用意させていただきます。

○15番（姫路 敏君） お願いします。

○議長（三田敏秋君） 8番、鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） 議第56号、補正予算について、7ページ、8ページについてお聞きします。

21款諸収入というくくりの中で、同じ名前の交付金がそれぞれ課によって違うという収入がありますけれども、これはどういうものか説明いただけますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） これ建設課の分でございますが、岩船港にみなとオアシスということで、わんぱく広場とか、広場はございますけれども、そちらに市がみなとオアシスについては管理運営を行うということで国から指定を受けているのですが、その広場に地元から遊具の設置をということで区長会等からご要望ございまして、いわゆる宝くじ、コミュニティの助成事業に応募したところ当選したということで、その建設費に当たる交付金が建設課分でございます。

○議長（三田敏秋君） いや、事業のあれで分かればいいのでしょうか。コミュニティというか、宝くじのやつだ、財源はということで……

〔「もう一つ、自治振興課の事業もあるんですね」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） では、答えてもらいましょうか。

自治振興課長。

○自治振興課長（板垣敏幸君） 自治振興課の分のコミュニティ助成自治総合センター交付金につきましては、例年計上してございます一般広域助成事業、それからコミュニティセンターの建設事業、それから地域防災組織の育成事業、これらに関する補助金の交付決定があったものでございます。

○8番（鈴木好彦君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） 12ページの、保健医療課長、新型コロナワクチンの接種の事業費ということで計上されています8,300万円についてですけれども、参考のためにちょっとお聞かせ願いたいと思います。

昨日も日曜日ということで集団接種、大会場での接種、私も昨日見てきました。いろんなお医者さん、山北でしたら徳洲会病院だったのですけれども、いろんな個人医院の先生までもう派遣して

協力してくれて、大勢の方を接種しているという格好で、当然経費がかかるわけですがけれども、今回、この中の集団接種委託料という、こういうところから支払われるわけですか。そして、その単価というものは国から示されているものなのか、ちょっとその辺の内訳を教えてくださいと思います。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） ただいまのご質問でございますけれども、お医者さんとか看護師さんの経費については集団接種委託料のところに含まれております。それで、単価につきましては決まったものがございませんので、当市では医師会等々と協議いたしまして単価を設定させていただいております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 皆さんご協力、先生方、看護師さんのご協力いただいて大勢の方が接種でき、7月末までに高齢者全体が終わるという計画が示されているみたいなので、私非常に喜んでいるので。

それから1点、昨日も見えていますと、職員の方々、大勢のうちの、この村上市の職員の方々のご案内をしたり、受付をしたりという格好で、通常、土曜、日曜のたびに出ていると。顔ぶれを見るといつも同じメンバーがいるみたいなので、時間外という格好で皆さんのところには手当を出していると思うのですけれども、ここでも今回960万円の補正という格好で、多分これ時間外、そういうところに充てている金額だと思うのですけれども、多分たしか以前もそういう手当みたいな、時間外手当というのを計上して、支払いはしていることはいいのですけれども、日常のこういう業務があつて、土曜、日曜やって、職員方の時間外日数を誰が管理しているのか。100時間を超えているような人は出てこないと思うのですけれども、健康管理のために、そういう時間管理というのはあなた方がやっているのですか、それとも人事管理室のほうでやっているのか、その辺の管理を適正にやっているのか、その辺のところの実情をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私自身もその点については非常に懸念している部分でして、集中しないようにということは常々申し上げています。今、全庁体制で有事の体制をしいていますので、これはどこの課だということに関わりなく全ての共通のマニュアルで共有をさせていただいて、集団接種に対応しているという形になっています。毎週の対応、コールセンターも含めてでありますけれども、常に各課から人員を招集しましてやっております。その中で、当然総務課を中心にして人事管理徹底をさせていただいて、決して過剰な労働にならないようにということには努めているところであります。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） ぜひともやはり、非常に土曜、日曜の勤務ということで苦勞していると思う

ので、ひとつその辺のところはトップとして責任を持って管理監督に当たっていただきたいと、そう思います。

それから、もう一点、新規事業とこれも上がっている、次のページ、14ページになります。これは建設課の課長さんですか、所管外なのでちょっとお聞かせ願いたいのですが、工事請負費としてコミュニティ助成活用事業経費、1,100万円ですか、これ計上されておりますが、ちょっと内容を説明していただければと思いますので、お願いします。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） 先ほどコミュニティの交付金のところでもご説明させていただきましたけれども、岩船港の広場のところに遊具を設置する工事でございます、宝くじの交付金を使ってやる事業であります。

○7番（本間善和君） 分かりました。結構でございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております令和3年度村上市一般会計補正予算（第4号）の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてお諮りをいたします。令和3年度村上市一般会計補正予算（第4号）の審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りをいたします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名をいたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任をされました。

ただいま議題となっております議第56号については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第16 議第57号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議第57号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第57号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第57号は、令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,600万円を追加し、予算の規模を80億900万円にしようとするものであり、

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第9款繰越金で前年度繰越金2,600万円を、歳出におきましては、第6款諸支出金で国庫支出金等返還金2,600万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第57号は、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

なお、11日から本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

皆様には大変ご苦労さまでございました。

午後 2時06分 散 会